



養 監 第 37 号
令和7年12月1日

養父市長 大 林 賢 一 様

養父市監査委員 津 崎 智 宏

養父市監査委員 田 路 之 雄

定期監査の結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告する。

記

1 監査の期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月26日（水）まで

2 監査の対象及び範囲

産業環境部・農業委員会、健康福祉部、まち整備部、教育部の令和7年度上半期の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の要領

地方自治法第2条の規定に基づき、市の事務事業が効率的かつ効果的に執行及び管理されているかに留意した。

予算の執行状況、主要事業・新規施策の取組状況、課別業務及び人員配置状況、入札及び随意契約の状況等について、また前回の定期監査で指摘した事項への対応状況について、関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

あわせて、所管する事務事業について現地調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果、おおむね良好に執行されているものと認めた。

次のとおり各部局における主要・新規施策等に対し意見を付して報告する。

1. 特命随意契約締結の適切性について

令和5年度の定期監査および令和6年度の決算審査において、特命随意契約は公平性、透明性、経済性の確保の観点から課題があり、契約事務の適切性について確認を徹底するよう提言している。

このたび監査した所管部署が今年度契約締結した随意契約42件、約509,000千円（契約額）については、複数者による見積書徴求を省略した特命随意契約となっているが、「養父市随意契約ガイドライン」に規定する「真にやむを得ない理由がある場合」に該当するのかわ疑義のあるものが複数件見られた。

随意契約を締結するにあたっては、その運用を誤ると、公正に行われるべき契約自体の公平性、透明性、経済性を損なうことになりかねないため、極めて慎重に判断されたい。

2. 介護保険課と社会的処方推進課の事務分掌について

社会的処方推進課は、地域介護予防活動支援事業として、健康医療課と協働しシルバー人材センター会員を対象に「笑い与健康お届け隊」の養成講座を実施するとともに、「笑い与健康お届け隊」によるフレイル予防教室を開催している。

しかしながら、これら補助金等の交付事務は、介護保険課が虚弱予防教室の実施事業として補助金交付を決定・拠出しており、実務担当部署と予算執行部署が異なり非効率で、また、補助金使用の適切性や事業目的の達成確認・評価等のモニタリングにかかる責任の所在が不明確となる恐れもあるので、実務担当部署の事務分掌を見直しするなど業務の効率化を図られたい。

3. おおや堆肥センターについて

おおや堆肥センターについては、令和6年度の決算審査において将来の在り方を含め抜本的な対策を検討するよう提言しているが、今年度においても、ふん尿持込量、堆肥販売量、堆肥販売額及び使用料収入額のいずれについても前年同期実績を下回っているなど事業運営の改善が見通せない状況にある。

小袋販売の増加を推進しているものの当該販売額は僅かで、今後もプラント等の老朽化により管理運営事業費の増加が見込まれ、本事業を取り巻く環境は更に厳しくなることが予想されるので、長期的な視点で抜本的な対策を講じられたい。

4. 市有財産の管理について

土地利用未来課では、公用または公共用として利用する見込みのない普通財産について、「普通財産の処分方針別一覧表」にまとめて管理している。

その内、「売却の適・不適を含めて調査中」に区分された「養父中ほか代替地」（所在地：十二所字高原、地目：田、面積：1,416 m²）について現地調査をしたところ、第三者（隣接する農地の耕作者）が耕作していることが確認された。

許可の有無等、当時の経緯を示す書類の所在等が確認できず詳細は不明であるが、かかる状況は長年継続していると思われ、時効取得などのリスクもあるので、今後、公用または公共用として利用する見込みがなく、引き続き農家が利用するのであれば、然るべき諸手続きを行うなど、適切に対応されたい。

5. 持続可能な公共交通体系の構築

自家用有償バスの宿南線の利用者は、令和6年度が8人、今年度も上半期が3人と低迷していたが、10月からデマンド運行に変更したところ、運賃を引き上げたにもかかわらず1か月の利用者が43人と大幅に増加している。このように年度の途中であっても機動的に見直しを行い、事業の改善が図られたことは評価に値すると考える。

また、現在、関宮地域において実証実験を実施している有料運行のデマンド交通についても3日間で利用者が12人となるなど順調に滑り出しており、今後においても自動運転バスの実証事業を含め地域のニーズを適時適切に把握し、持続可能な公共交通体系を構築されたい。

6. 大学等就学支援事業について

養父市若者未来応援奨学金制度については、令和5年度の決算審査において、応募が少ない要因を分析し、制度内容に課題はないか検証するよう提言しているが、要因分析や制度の検証が十分になされておらず、今年度においても応募者が4人と低調な状態が継続している。

今後においては、本制度の目的や募集要件が進学希望者のニーズと乖離していないか調査し、必要に応じて制度内容を大幅に見直すなど改善を図られたい。

7. 備品の管理状況について

この度の監査期間中に三谷こども園および学校給食センターを現地調査し、備品の管理状況を調査したところ、「備品出納簿」に記載された物品の現物の所在が不明なケースが複数件（三谷こども園：11品、学校給食センター：45品、計56品）確認された。これらについては、廃棄処分にあたっての物品処分決定の手続きを失念している場合が大半と思われるので、今後においては、廃棄処分する際の手続きを徹底されたい。

また、学校給食センターなどは、衛生面の観点から調理機器等に備品シールの貼付ができない物も多くあるので、これらの管理方法についても見直す必要がある。

8. 教育特区運営事業について

当市が内閣総理大臣から構造改革特区の認定を受け株式会社が運営する広域通信制高等学校は、昨年度行われた文部科学省による立ち入り調査において、71項目の不備等が示されている。

指導する立場にある当市が不備等を是正できなかった要因は、学校運営の公共性、継続性および安定性を確保するために課せられた要件にかかる知識不足や学校運営にかかる指導・監督不足等が考えられる。

市は、不備等の是正に至らなかった要因を分析し、当該要因に対する改善策を講じ、その実施状況を定期的に確認するなど学校運営にかかる指導・監督体制のさらなる強化に努められたい。